

「介護サービス」とは、介護保険制度で受けられる公的サービスです。介護が必要になった時に少ない負担でサービスを受けられるように、40歳から保険料を支払うことで介護保険の「被保険者」となります。サービスを受ける際は、要支援・要介護認定を受ける必要があります。

介護保険によるサービスを利用できる方(被保険者)

- 65歳以上で市町村に住所がある方… 第1号被保険者
 - 40歳以上65歳未満(64歳)で市町村に住所があり、公的医療保険に加入されている方… 第2号被保険者(※)
- (※) 第2号被保険者は、上記の条件に加え、がん(末期)、関節リウマチなどの特定疾病(16疾病)がなければ要介護認定は受けられません

介護サービス利用までの流れ



介護が必要になった時どのような手続きをとるのか分からず、困ったという話を耳にすることがあります。今回は介護サービス利用までの流れについて紹介します。

介護サービスを利用するには

認定申請に関することや、介護についての疑問など、県民せいきょうの福祉施設きらめき「居宅介護支援事業所(坂井・勝山・大野・羽水・丹南・敦賀・小浜)」までお気軽にご相談ください。

